

規定文書

文書名

社会医療法人雪の聖母会研究活動における
不正防止に関する基本方針

2018年 7月 23日制定
(第01版)

社会医療法人雪の聖母会

文書番号

MARY202402014819-001

社会医療法人雪の聖母会研究活動における不正防止に関する基本方針

社会医療法人雪の聖母会は、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」に基づき、研究活動における不正行為及び研究費の不正使用等を防止すべく、以下のとおり基本方針を定めています。

1. 不正防止のための機関内の責任体系の明確化を図り、機関内外に周知する。
2. 研究費等の事務処理に係る職務権限やルールを明確化するとともに、不正使用防止対策に関する関係者の意識向上を図り、抑止機能としての体制整備を図る。
3. 不正を発生させる要因に対応した、具体的な不正防止計画を策定し、実効性のある対策を継続的に実施する。
4. 研究費の使用ルールを明確化し、マニュアル等を作成することで情報共有・共通理解を促す。
5. 機関内部だけでなく、取引業者等外部に対しても不正防止に対する理解を求める。
6. コンプライアンス教育や研究費使用等に関する説明会等を定期的に行い、研究者、研究活動に関わる全職員の意識向上を図る。
7. 不正に関する相談・告発窓口や、不正発覚時の対応に関する規程を整備・運用する。

2018 年 7 月 23 日

社会医療法人雪の聖母会
理事長 制定